

学 生 便 覧

2 0 2 5 年度

函 館 看 護 専 門 学 校

学生々活のしるべ

建学の精神

創立者 野 又 貞 夫

本学園は昭和13年創立され、開校以来、職業教育を通じて真の学問の道を授けようと努力しています。惟うに真の学問とは言うまでもなく、知・情・意を円満にして而かも高度に発展せしめることであります。昭和41年4月からは更に一貫教育の徹底化に乗り出し幼稚園を付設いたしました。

世には往々にして学校設置の目的を本校は何々に関する知識及び技能を授け、併せて徳性の涵養に努むるなどと言っているところもありますが、本校の建学の精神から申せば学問と徳性とは別々に考えるものでなく不離一体の関係にある。徳性の涵養を離れた学問はなく、学問とはあくまでも、知・情・意の総合的体得に外ならないのであります。

換言すれば学問とは信の一字につきる。信は真に通じ「かの天に斗あるが如く人は信を常となすべし」の古語にある通り天空の道しるべは斗である。即ち星であるが如く、人間生活の道標は実に信の一字に要約されている。こうした意味に於て、本学園訓の三カ条たる報恩感謝、常識涵養、実践躬行の終局的発展は真の学問追求を意味しているのです。

創立者の建学の精神はこうした意味の学問を通じて北海道総合開発の一端として地域教育の開拓に寄与し、男子も女子も一定の職業教育を授け、立派な専職を持つことそれ自身が常識涵養の範疇に包括され、飽くまでもコミュニティー・カレッジとしての理想の下に地域社会に貢献し得るような人材の養成にあります。

本学園沿革史にもある通り開校以来、大学としては商学部・商学科、男子及び女子の高校としては商業科、普通科を設け、短期大学としては食物栄養学科を持ち、保育士養成及び幼稚園教諭養成、歯科衛生士、看護婦・士養成並びに調理師養成の専修学校に至るまで、嘗っては自動車、理容、簿記など、地域教育に皆無であった職業教育、技能教育の普及向上に努めてきましたことも、偏に本学園建学の精神の具体的実践に外なりません。

願くは本学園に入学されんとする諸子は、宜しく本校の建学の精神の意のあるところを汲みとられ本校創立の開拓精神に合致する教養ある人間として、人類社会に貢献せられんことを心から念じて己みません。

学 園 訓

1. 報恩感謝

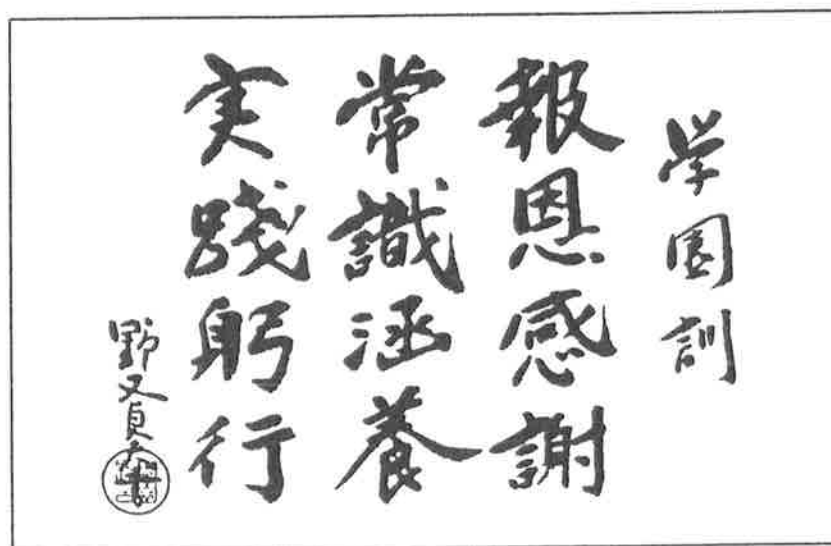
四恩即ち、神仏の恩、父母の恩、師の恩、社会の恩に感謝しながら日常生活をすることこそ人間の幸福と言えよう。これを体得することは家庭教育の中心であり、仁の行ないであり、情の世界であり、真実の人生はここから生まれる。

2. 常識涵養

常識とは健康なる判断力である。正邪、善悪の判断をわきまえて行動しさえすれば人間生活は悔いることはない。それには知識が前提となる。世の中の進歩と共に一定の知識を身につけなければ正確なる判断をすることが不可能とする。学校教育の目的もここにある。

3. 実践躬行

人間は一定の職業を持って社会生活をしなければならない。自ら実際に践み行なわなければならない。依頼心は禁物である。これがためには大いなる勇気を要し、堅固な意志の強さがなければならない。他人に迷惑をかけず、自律の生活をする姿こそ貴賤の差なく美しいものである。社会教育の真髄はここにある。



学 園 歌

作 詞 武 田 勉

作 曲 恩 賀 寿 一

一 深緑薫る柏苑に 我が学舎は聳え立つ
希望に燃ゆる若人が 清く明るく澁刺と
集い睦みて諸共に 真理の道を進みゆく
我が学園に栄えあれ

二 仰ぐ北斗の星影は 高き理想のしるしなれ
まことの心養いて 強く正しく^{たか}握みなく
集い睦みて諸共に 輝く文化築きゆく
我が学園に栄えあれ

三 朝霧ついて厳かに 自由の鐘は鳴り渡る
輝く伝統享けつぎて 永く久しく^{たくま}逞しく
集い睦みて諸共に 躍進日本を創りゆく
我が学園に栄えあれ

函館看護専門学校の沿革

昭和30年4月1日	函館保母養成専門学院（夜間）設立認可
昭和32年1月1日	函館保母専門学院と改称
昭和41年2月1日	幼稚園教諭養成科設置認可
昭和43年7月14日	P T A創立総会認可
昭和44年1月25日	校歌制定
昭和45年12月13日	校旗入魂式举行
昭和47年4月1日	保母養成科修業年限3年に変更
昭和50年2月22日	第一部（昼間部）保母養成科設置認可
昭和50年10月19日	創立20周年記念式举行
昭和51年2月7日	第一部保母養成科に幼稚園教諭養成科を含めて第一部保育科と改称
昭和51年10月5日	学園創立者・初代学院長野又貞大先生逝去
昭和53年12月12日	新校舎落成記念式典举行
昭和54年3月14日	専修学校専門課程として認可
昭和55年2月16日	歯科衛生士科設置認可
昭和55年7月27日	創立25周年記念式举行
昭和60年7月28日	創立30周年記念式举行
昭和63年4月1日	函館医療保育専門学校と改称
平成元年2月2日	看護婦科設置認可
平成2年4月1日	保育科第二部学生募集停止
平成2年7月29日	創立35周年・歯科衛生士科創立10周年記念式举行
平成4年2月21日	看護婦科定員増認可（50名）
平成6年11月17日	増改築校舎落成
平成6年12月3日	新校舎（増改築）落成記念祝賀会
平成7年7月30日	創立40周年記念同窓会举行
平成11年4月1日	看護婦科を看護科に改称、保育科・看護科を男女共学
平成12年7月29日	創立45周年記念同窓会举行
平成17年7月30日	創立50周年記念式典・祝賀会举行
平成22年4月1日	函館看護専門学校に校名変更

函館看護専門学校学則

第1章 総 則

(名 称)

第 1 条 本校は、函館看護専門学校と称する。

(目 的)

第 2 条 本校は、保健師助産師看護師法(昭和 23 年法律第 203 号)及び学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)に基づき建学の精神にのっとり、看護師に必要な専門的知識・技術を修得させ、地域における保健医療福祉の向上に貢献できる職業人を育成することを目的とする。

(位 置)

第 3 条 本校は北海道函館市柏木町 1 番 60 号に位置する。

(課程、学科及び学生定員)

第 4 条 本校の課程、学科、学生定員は、次のとおりとする。

分野	課 程	学 科	昼夜の別	入学定員	総定員
医療	専門課程	看護科 (三年課程)	昼 間	40人×3学年	120人

(修業年限)

第 5 条 修業年限は 3 年とする。

(在学年限)

第 6 条 本校の在学期間は、6 年を超えることはできない。

(自己点検・自己評価)

第 7 条 本校は、学則第 2 条の目的を達成するため、教育水準の向上を図り、教育活動等について自ら点検及び評価を行いその結果を明らかにする。

2 自己点検・自己評価を行うにあたっては、学校運営会議で審議する。

第2章 学年・学期及び休業日

(学 年)

第 8 条 学年は、4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(学 期)

第 9 条 学年を次の 2 学期に分ける。

前期 4 月 1 日から 9 月 30 日まで

後期 10 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで

(休業日)

第 10 条 休業日は、次のとおりとする。

一 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和 23 年 7 月 20 日法律第 178 号)に規定する休日

二 学園創立記念日 9 月 19 日

三 夏期休業日 8 月 1 日から 8 月 25 日まで

四 冬期休業日 12 月 20 日から翌年 1 月 16 日まで

五 春期休業日 3 月 20 日から 3 月 31 日まで

但し、休業期間でも学科又は実習を課すことがある。

2 前項の規定にかかわらず、校長は臨時に休業日を設け、又は休業日を変更することができる。

第 3 章 入学及び転入学等

(入学の時期)

第 11 条 入学の時期は、学年の始めとする。

(入学資格)

第 12 条 本校に入学できる者は、学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 90 条第 1 項に定める者で入学試験に合格した者とする。

(転入学等)

第 13 条 他校への入学又は転入学を志願しようとする者は、校長の許可を受けなければならない。

(受験手続)

第 14 条 入学志願者は、様式 1 の入学志願票に所定の事項を記入して、次の書類及び別に定める入学検定料を添えて所定の期日までに校長に提出しなければならない。

1 調査書(出身高等学校長発行の調査書、社会人入試については、成績証明書又は卒業証明書に替えることができる)

2 推薦書(本校所定用紙：推薦入学志願者のみ提出) 様式 2

3 写真

(入学者の選考)

第 15 条 入学を志願する者に対しては、学力検査、出身学校の調査書及び面接により選考を行う。

(入学等の手続き及び許可)

第 16 条 校長は入学試験に合格した者に対して入学の許可をする。

- 2 入学を許可された者は所定の期日までに入学金及び授業料等の学費を納付しなければならない。
- 3 入学を許可された者は本人の一切に関する責任を負う保証人連署の誓約書(様式 3)及び戸籍事項届(様式 4)を提出しなければならない。

第 4 章 教育課程

(授業科目、単位数及び時間数)

第 17 条 本校における授業科目、単位数及び時間数は、別表 I のとおりとする。

- 2 別表 I における講義及び演習については 15 時間から 30 時間、実験、実習(臨地実習含む)及び実技については 30 時間から 45 時間、臨地実習については 30 時間から 45 時間をもって 1 単位とする。

(成績評価及び単位の認定)

第 18 条 成績評価は、授業担当講師が定めてシラバスに記載した評価方法で行う。その後、成績判定会議を経て所定の単位を認定する。

- 2 出席時数が授業時数の 80%に達しない者は、単位を認定しない。
- 3 授業科目の評価は S+(95~100 点)、S(90~94 点)、A+(85~89 点)、A(80~84 点)、B+(75~79 点)、B(70~74 点)、C+(65~69 点)、C(61~64 点)、C-(60 点)、D(0~59 点)とし、C-以上を合格とする。
- 4 試験の成績評価が不合格であった場合は、審査のうえ学生を指定して当該科目の再試験を認めることができる。
- 5 不可抗力により試験を受験できなかった者に対しては、受験出来なかった事由を詳記の追試験願を提出し、校長の許可を受けた者に限り、これを認めるものとする。

(入学前の授業科目の履修等)

第 19 条 本校の入学前に、放送大学やその他の大学、若しくは高等専門学校又は歯科衛生士、診療放射線技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、臨床工学士、義肢装具士、救急救命士及び言語聴覚士の資格に係わる学校、若しくは養成所において、保健師助産師看護師学校養成所指定規則(昭和 26 年文部省・厚生省令第 1 号)別表第 3 の 2 に規定されている教育内容と同一内容の科目を履修している者から、その単位の認定について申請があった場合には、履修した学習内容を評価し、本学校における教育内容に相当するものと認められる場合には、校長が総取得単位数の 2 分の 1 を超えない範囲で本校において履修したものと単位認定することができる。

- 2 本校の入学前に社会福祉士及び介護福祉士法(昭和 62 年法律第 30 号)第 40 条第 2 項第 1 号の規定に該当する者で養成所に入学した者の単位の認定について単位認定申請書(様式 5)の提出があった場合には、社会福祉介護福祉士学校職業能力開発校等養成施設指定規定(昭和 26 年厚生省令第 50 号)別表第4に定める基礎分野に限り既修の学習内容を評価し、本校における教育内容に相当するものと認められる場合には、校長は本校において履修したものと単位認定し単位認定書(様式 6)を発行することができる。

第 5 章 欠席、休学、復学、退学及び転学

(欠 席)

- 第 20 条 学生は病気その他やむを得ない理由により欠席しようとするときは、その理由を明らかにして連絡し、欠席届を提出しなければならない。

(休 学)

- 第 21 条 学生は、病気のため引き続き 1 か月以上就学することができないとき、又はその他やむをえない理由により休学しようとするときは、休学願(様式 7)を校長に提出し、その許可を得て休学することができる。(様式 8)
- 2 校長は、病気その他の理由により就学することが適当でないと認められる者に対して本校運営会議の議を経て休学を命ずることができる。
 - 3 休学期間は、引き続き 1 年を超えることができない。ただし、校長がやむを得ない理由があると認めた場合にはこの限りではない。
 - 4 休学期間は、在学期間に算入しない。

(復 学)

- 第 22 条 休学期間が満了となった学生は、復学願(様式 9)を校長に提出し、許可を得て復学するものとする。(様式 10)
- 2 休学となった学生が休学期間中に休学理由が消滅した場合には、直ちに校長に申し出なければならない。

(退 学)

- 第 23 条 学生が退学しようとするときは、退学願(様式 11)に保証人連署の上、理由を記して校長に願い出て許可を受けなければならない。(様式 12)

第 6 章 卒 業 等

(卒 業)

第 24 条 校長は、別表 I に定める授業科目の単位習得の認定を受けた学生について、成績会議の議を経て卒業を認定する。

2 校長は、卒業を認定した者に対し、卒業証書(別記様式 1)を授与する。

(称号の授与)

第 25 条 校長は、前条により本校を修了した者には、専門士医療専門課程の称号(別記様式 1)を授与する。

(資格の取得)

第 26 条 本校を卒業した者には、看護師国家試験の受験資格が与えられる。

第 7 章 賞 罰

(表 彰)

第 27 条 校長は、表彰に値する行為を行った学生を表彰することができる。

(懲 戒)

第 28 条 校長は学生に対し懲戒を必要と認めた場合には、訓告、停学または退学の処分をすることができる。

(本校の命ずる退学)

第 29 条 校長は、次の各号の一に該当する者に対して、第 38 条に定める学校運営会議の議を経て、退学を命ずることができる。

- 一 性行不良で改善の見込みがないと認められた者
- 二 学力劣等で成業の見込みがないと認められた者
- 三 正当の理由がなくて出席常でない者
- 四 学校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者
- 五 授業料を納期までに納付せず、かつ督促しても納付しない者

第 8 章 健 康 管 理

(健康管理)

第 30 条 校長は、学生に対して 1 年に 1 回以上の健康診断を実施する。健康管理に必要な事項は校長が定める。

第 9 章 入学検定料、入学金及び授業料

(納付義務)

第 31 条 入学を志願する者は入学検定料を、入学の許可を受けようとする者は入学金を、及び入学許可された者は授業料をそれぞれ納めなければならない。

(入学検定料・入学金及び授業料等の額)

第 32 条 入学検定料、入学金及び授業料等の額は、校長が別に定める。

(授業料等の徴収)

第 33 条 授業料等は、出欠席の有無にかかわらず徴収する。

2 授業料等の納入は次の通りとする。

第1期 (4 月～ 6 月までの分) 3 月 15 日まで

第2期 (7 月～ 9 月までの分) 6 月 15 日まで

第3期 (10 月～12 月までの分) 9 月 15 日まで

第4期 (1 月～ 3 月までの分) 12 月 15 日まで

(休学の場合の授業料等)

第 34 条 休学を許可され又は休学を命ぜられた者は、休学期間の授業料等は徴収しない。

(退学・停学の場合の授業料等)

第 35 条 第 1 学期又は第 2 学期の途中で退学を許可され、または退学を命ぜられた場合における当該学期の授業料等は徴収する。

2 停学期間中の授業料等は徴収する。

(入学検定料・入学料の還付)

第 36 条 既納の入学検定料、入学金は返還しない。

第 10 章 職員組織及び運営

(職 員)

第 37 条 本校に次の職員を置く。

- (1) 校長
- (2) 副校長 1 名
- (3) 教務主任 1 名
- (4) 事務長 1 名
- (5) 実習調整者 1 名
- (6) 専任教員 7 名
- (7) 講師 40 名以上

- (8) 健康管理医 1 名
- (9) 事務職員 1 名
- (10) 図書職員 1 名
- 2 前項のほか、必要な職員を置くことができる。
- 3 職員の職務及び運営については、本校組織規定及び業務基準の定めるところによる。

(会 議)

第 38 条 本校の円滑な運営と教育内容の充実・向上を図るため、以下の会議を設ける。

- (1) 運営会議
- (2) 教務会議
- (3) 成績判定会議
- (4) 臨床指導者会議
- (5) 入学試験会議
- 2 前項のほか、必要に応じて会議を設けることができる。
- 3 会議の運営については、本校組織規定及び業務基準の定めるところによる。

第 11 章 雑 則

第 39 条 本学則の他、学校運営に関して必要な細則は別に定める。

付 則

- 1. この学則は、平成元年 4 月 1 日から実施する。
- 2. この学則の全面改正は、平成 2 年 4 月 1 日から実施する。
- 3. この学則の一部改正は、平成 9 年 4 月 1 日から実施する。
- 4. この学則の一部改正は、平成 21 年 4 月 1 日から実施する。
- 5. この学則の全面改正は、平成 22 年 4 月 1 日から実施する。
- 6. この学則の一部改正は、平成 28 年 4 月 1 日から実施する。
- 7. この学則の一部改正は、平成 29 年 4 月 1 日から実施する。
- 8. この学則の一部改正（第 4 条、第 17 条、第 37 条）は、平成 30 年 4 月 1 日から実施する。
- 9. この学則の一部改正(第 33 条)は、平成 31 年 3 月 15 日から実施する。
- 10. この学則の一部改正(別表 I)は、平成 31 年 4 月 1 日から実施する。
- 11. この学則の一部改正(第 18 条)は、令和 3 年 4 月 1 日から実施する。
- 12. この学則の一部改正(第 17 条、別表 I)は、令和 4 年 4 月 1 日から実施する。
但し、令和 3 年度以前に入学の者は従来の学則による。
- 13. この学則の一部改正(第 20 条)は、令和 4 年 4 月 1 日から実施する。
- 14. この学則の一部改正(第 17 条、第 19 条)は、令和 4 年 4 月 1 日から実施する。
- 15. この学則の一部改正(第 18 条)は、令和 5 年 4 月 1 日から実施する。
- 16. この学則の一部改正（第 18 条）は、令和 5 年 10 月 1 日から施行する。
(令和 5 年度の在校生から適用)
- 17. この学則の一部改正（第 17 条 別表 I）は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
(令和 7 年度の入学生から適用)

本校教育目的・目標

1. 教育目的

保健師助産師看護師法及び学校教育法に基づき建学の精神にのっとり、看護師に必要な専門的知識・技術を習得させ、地域における保健医療福祉の向上に貢献できる職業人を育成することを目的とする。（函館看護専門学校学則第2条）

2. 教育目標（ディプロマ・ポリシーに相当、卒業生の特性）

本校は、学則に基づいた授業科目を履修し単位を修得するとともに、次の資質・能力を身に付けた学生に対し、専門士（看護学）の学位を授与します。

1. 人間愛と豊かな感性を育み、看護の対象となる人間に対して関心を持ち、コミュニケーション能力を身に付け、対象の個性・多様性を考慮した看護を行うことができる。
2. 看護学の基本となる専門知識と技術を習得し、科学的根拠に基づき健康の維持・増進・疾病の予防および健康回復に向けての看護を計画的に実践することができる。
3. 自らの専門職に対する誇りと責任感を持ち、看護師としての役割および独自の機能を果たすために、自律し自己研鑽し続けることができる。
4. 医療人としての教養に基づく倫理観をもち、生命の大切さを重んじ、相手に対して思いやりを持ち誠実な態度で関わるとともに、看護する喜びを感じることができる。
5. 地域社会や国際社会の動向を踏まえ、保健・医療・福祉にかかわる多様な職種と連携する意義を理解し、協力関係を築くことができる。

3. 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

函館看護専門学校では、以下のような方針で教育を行います。

1. 教育目標を達成するため、科目履修や行事を通して、看護学の基盤となるさまざまな知識と技術、教養・感性を身につける。さらに、基本的な内容から専門的・応用的へと段階的に学習を積めるようにカリキュラムを配置する。
2. 事例や演習・グループワークなど能動的学修を全ての授業に取り入れる。
3. 看護の対象となる人間に関心を持ち、コミュニケーション能力を身につけるため、臨地実習以外の授業や行事において、地域の方々と触れ合う機会をつくる。
4. 看護専門職としての意識を高めるよう初年度教育を行い、自己の看護観を段階的に確立するようカリキュラムを配置する。
5. 臨地実習では、対象の個性・多様性や多職種協働を理解するために、多様な病院・施設の確保を行い、実際に体験できるようにする。
6. 地域社会や国際社会に目を向け看護の動向を学び、保健医療福祉における看護師の役割や多職種連携の重要性を学ぶため、地域看護や国際看護、災害看護の科目を配当する。

4. 教育の検証・評価の方針（アセスメント・ポリシー）

アセスメントポリシーとは、学生の学修成果の評価（アセスメント）について、その目的、達成すべき質的水準及び具体的実施方法などについて定めた学校の方針です。函館看護専門学校では、教育目標、カリキュラムポリシー・アドミッションポリシー）および教育環境、教育方法の検証と改善を行うため、以下のとおりアセスメントポリシーを定めます。

1. 学生個人レベルの学修成果の評価

シラバスで到達目標と評価基準を明記するとともに、学校は組織的にシラバスの妥当性や成績評価の分布を検証する。

2. 教育課程レベルの教育成果の評価

教育目標に基づき、学年末に科目横断の進級試験を行い、各専門領域の到達度を把握する。

3. 機関レベルの教育成果の評価

臨地実習先や就職先からのヒアリング・国家試験を通じて、他の看護師養成施設と比較した本学の学生の到達度を客観的に把握する。

5. 入学者受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）

函館看護専門学校は建学の精神と教育理念に基づいて、知識、技能、態度のバランスのとれた円満な人格形成を目指します。この教育目標を実現するために、次のような観点から入学者選抜を行います。

1. 基礎的な知識・技能

- ・高校卒業程度の基礎知識を身につけているか。
- ・学習習慣を確立させ、計画的・継続的に学習を進めることができるか。

2. 地域医療への貢献

- ・地域医療の発展に貢献するため、生涯学び続ける姿勢があるか。
- ・地域で生活している多様な年齢層の方々とコミュニケーションをとることができるか。

3. 円満な人格

- ・社会のルールを遵守し、相手を思いやる誠実さをもっているか。
- ・学園訓3箇条「報恩感謝」「常識涵養」「実践躬行」を、入学後に身につけられるか。

教育目標	1 年次	2 年次	3 年次
1. 人間愛と豊かな感性を育み、看護の対象となる人間に対して関心を持ち、コミュニケーション能力を身につけ、対象の個性・多様性を考慮した看護を行うことができる。	・人間には身体的・心理的・社会的・霊的な側面があり個性があることを理解することができる	・人間には身体的・心理的・社会的・霊的な側面があり相互に影響しあい、発達課題を含めた統合的な存在であると理解することができる	・人間を統合的に捉え、個性や多様性、人生観、価値観を尊重した看護を追求することができる
	・自分自身の行動を振り返り自己を見つめる姿勢を持つことができる	・他者との関わりを通して自己の傾向を知ることができる	・自己の課題改善に向けて取り組み続ける姿勢をもつことができる
	・他者や周囲の状況に関心を持ち、個性や多様な価値観があることを知る	・様々な価値観がある人間の理解を深め、傾聴と共感の姿勢を持つことができる	・人間愛を育み、傾聴と共感の姿勢で相互関係を築こうと努力することができる
	・コミュニケーションの基礎的な知識を修得し、他者の意見を聞き、自分の考えを表現することができる	・相手の立場に立ち、相互関係を深め、思いやりをもったコミュニケーションを意識付けすることができる	・他者を受容・尊重し、関係性の構築を図り、思いやりをもったコミュニケーションを行うことができる
2. 看護学の基本となる専門知識と技術を修得し、科学的根拠に基づき健康の維持・増進・疾病の予防および健康回復に向けての看護を計画的に実践することができる。	・健康な心と体とは何か理解することができる	・解剖生理学の学習に基づき、健康障害が起こる発生機序と疾病を関連付けて理解することができる	・看護に必要な知識を統合しながら、科学的根拠に基づき看護展開をすることができる
	・人体の仕組み・構造、各器官の正常な働きを理解することができる	・健康の維持・増進、疾病の予防、および健康回復といった健康の状態に応じた看護を理解することができる	・健康の維持・増進、疾病の予防、および健康回復といった健康の状態に応じた看護を理解し、実践することができる
3. 自らの専門職に対する誇りと責任感を持ち、看護師としての役割および独自の機能を果たすために、自律し自己研鑽し続けることができる。	・看護の役割と独自の機能とは何か理解することができる	・看護の役割と独自の機能を理解し、臨地実習の学びと結びつけて考えることができる	・看護の役割と独自の機能を理解し、看護実践を通じて学びを深めることができる
	・看護学生としての自覚を持ち行動することができる	・看護者としての自覚と責任ある行動とは何かを探究することができる	・看護者としての自覚を持ち責任ある行動を実践することができる
	・看護師になるために必要な学習方法を理解し、学習習慣を身につけることができる	・積極的な姿勢で学習に臨むことができ、疑問を追求するための行動がとれる	・常に探求心を持ち続け、主体的・継続的に課題に取り組み自己研鑽することができる
	・自己の学習課題を明確にし日々の学習計画を立てて、取り組むことができる	・自己の課題を明確にするとともに、多重課題を計画的に遂行することができる	・表面的な知識にとどまらず、看護実践レベルでの学修を意識しながら、計画的に課題に取り組むことができる

教育目標	1 年次	2 年次	3 年次
4. 医療人としての教養に基づく倫理観をもち、生命の大切さを重んじ、相手に対して思いやりを持ち誠実な態度で関わるとともに、看護する喜びを感じることができる。	・看護とは何か、看護の概念を知ることができる	・どのような看護師になりたいかを自分の言葉で表現することができる	・自己の看護観を明確にし実践することができる
	・看護の倫理とは何か、なぜ倫理を学ぶ必要があるのかを理解する	・専門職者として、人間の生命を重んじ、尊厳及び権利を尊重したかわりを行うことができる	・現代医療における様々な医療と看護をめぐる倫理問題について問題意識を持つことができる
	・社会人としての様々な場での良識やマナーの必要性が理解できる	・社会人としての良識やマナーの必要性を理解し実践することができる	・社会人としての良識やマナーの必要性を理解し責任を持ち行動することができる
	・学生生活を通して、相手の立場に立って物事を考え、思いやりのある誠実な態度で接することができる	・対象に思いやりのある誠実な態度でかかわることで、信頼関係の構築を図り、看護にやりがいを見出すことができる	・対象に思いやりのある誠実な態度でかかわることで、信頼関係の構築を図り、看護にやりがいを見出し、看護する喜びを実感することができる
5. 地域社会や国際社会の動向を踏まえ、保健・医療・福祉にかかわる多様な職種と連携する意義を理解し、協力関係を築くことができる	・地域社会や国際社会の動向に関心をもつことができる	・地域社会や国際社会の動向に応じた看護師の役割を理解することができる	・地域社会や国際社会の動向、社会情勢に関心を持ち続け社会が看護師に求める役割を考え述べるることができる
	・保健・医療・福祉にかかわる様々な職種について知ることができる	・保健・医療・福祉チームにおける看護師の役割を理解することができる	・保健・医療・福祉チームの看護師の役割と関連職種との連携を・協働の重要性を理解することができる
	・報告、連絡、相談の必要性を理解することができる	・看護者として、報告、連絡、相談の必要性を理解し行動することができる	・臨地実習でチームメンバー間で報告、連絡、相談の必要性を理解し行動することができる
	・リーダーシップ、メンバーシップの基本的知識を理解することができる ・学級内で仲間と協働し課題に取り組むことができる	・チーム医療の一員として、リーダーシップ・メンバーシップの必要性・役割を理解することができる ・学級内の活動や臨地実習でリーダーシップ、メンバーシップを発揮することができる	・学校内の活動や臨地実習でリーダーシップ、メンバーシップを発揮することができ、チーム医療の一員としての役割を果たすことができる

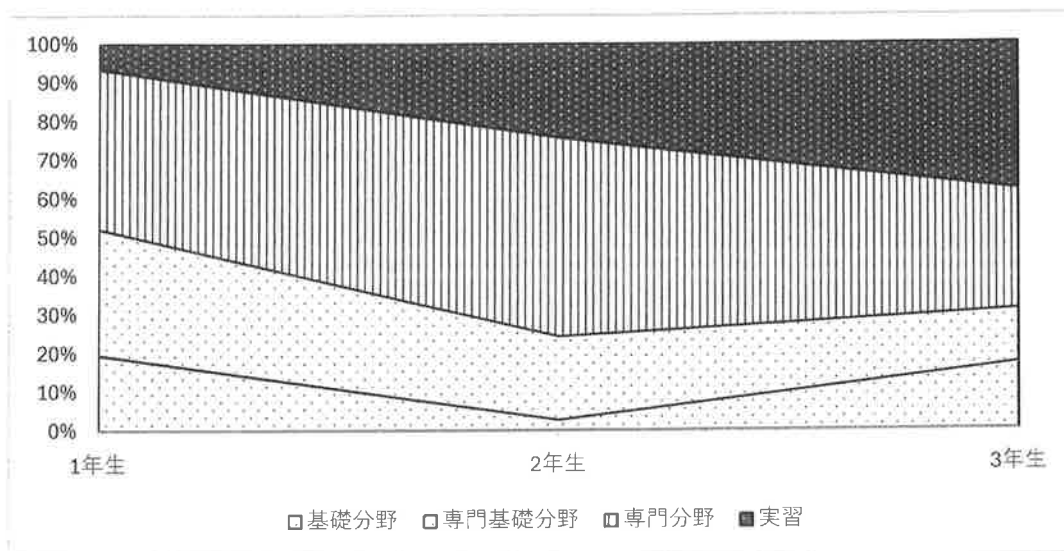
別表 I

教育課程

科 目		単位(時間)	科 目		単位(時間)
基礎分野	キャリアプランニングⅠ	1(15)	地域・在宅看護論	地域・在宅看護概論	2(30)
	キャリアプランニングⅡ	1(15)		地域・在宅看護援助論Ⅰ	1(30)
	国語表現	1(30)		地域・在宅看護援助論Ⅱ	1(30)
	情報科学	1(30)		地域・在宅看護援助論Ⅲ	1(30)
	研究方法論	1(15)		地域・在宅看護援助論Ⅳ	1(30)
	社会学	1(30)	成人看護学	成人看護学概論	1(15)
	文化人類学	1(15)		成人看護学援助論Ⅰ	1(30)
	心理学	1(15)		成人看護学援助論Ⅱ	1(30)
	教育心理学	1(30)		成人看護学援助論Ⅲ	1(30)
	人間関係論	1(15)		成人看護学援助論Ⅳ	1(30)
	英家族論	1(30)		成人看護学援助論Ⅴ	1(30)
	健康科学	1(15)		成人看護学援助論Ⅵ	1(30)
	小計	15(330)	老年看護学	老年看護学概論	1(15)
専門基礎分野	形態機能学Ⅰ	1(30)		老年看護学援助論Ⅰ	1(30)
	形態機能学Ⅱ	1(30)		老年看護学援助論Ⅱ	1(30)
	形態機能学Ⅲ	1(30)		老年看護学援助論Ⅲ	1(30)
	形態機能学Ⅳ	1(30)	小児看護学	小児看護学概論	1(15)
	形態機能学Ⅴ	1(30)		小児看護学援助論Ⅰ	1(30)
	総合形態機能学	1(30)		小児看護学援助論Ⅱ	1(30)
	生化学	1(15)		小児看護学援助論Ⅲ	1(30)
	疾病論Ⅰ	1(15)	母性看護学	母性看護学概論	1(15)
	疾病論Ⅱ	1(15)		母性看護学援助論Ⅰ	1(30)
	疾病論Ⅲ	1(15)		母性看護学援助論Ⅱ	1(30)
	疾病論Ⅳ	1(15)		母性看護学援助論Ⅲ	1(30)
	疾病論Ⅴ	1(15)	精神看護学	精神看護学概論	1(30)
	疾病論Ⅵ	1(15)		精神保健	1(30)
	疾病論Ⅶ	1(15)		精神看護学援助論Ⅰ	1(30)
	疾病論Ⅷ	1(15)		精神看護学援助論Ⅱ	1(15)
	疾病論Ⅸ	1(15)	看護の統合と実践	災害看護	1(30)
	疾病論Ⅹ	1(15)		国際看護	1(30)
	疾病論Ⅺ	1(15)		看護管理	1(30)
	疾病論Ⅻ	1(15)		総合技術	1(30)
	治療論	1(30)	臨地実習	基礎看護実習Ⅰ	1(30)
	薬理療学	1(30)		基礎看護実習Ⅱ	2(60)
	保健医療論	1(15)		地域・在宅看護実習Ⅰ	1(30)
	公衆衛生学	2(30)		地域・在宅看護実習Ⅱ	1(30)
	社会福祉	1(15)		成人看護実習Ⅰ	3(90)
	関係法	2(30)		成人看護実習Ⅱ	3(90)
	小計	27(525)		老年看護実習Ⅰ	1(30)
専門分野	基礎看護学	14(375)		老年看護実習Ⅱ	2(60)
	基礎看護学概論	1(30)		小児看護実習	2(60)
	基礎看護学技術Ⅰ	1(30)		母性看護実習	2(60)
	基礎看護学技術Ⅱ	1(30)		精神看護実習Ⅰ	1(30)
	基礎看護学技術Ⅲ	1(30)		精神看護実習Ⅱ	2(60)
	基礎看護学技術Ⅳ	1(30)		統合実習	2(60)
	基礎看護学技術Ⅴ	1(15)	合 計	112(2805)	
	基礎看護学技術Ⅵ	1(30)			
	基礎看護学技術Ⅶ	1(30)			
	基礎看護学技術Ⅷ	1(15)			
	基礎看護学技術Ⅸ	1(30)			
	基礎看護学援助論Ⅰ	1(15)			
	基礎看護学援助論Ⅱ	1(30)			
	基礎看護学援助論Ⅲ	1(30)			
	基礎看護学援助論Ⅳ	1(30)			

<カリキュラムデザイン>

	3年間		1年生		2年生		3年生	
	単位数	時間数	単位数	時間数	単位数	時間数	単位数	時間数
基礎分野	15	330	9	210	1	15	5	105
専門基礎分野	27	525	15	330	8	135	4	60
専門分野	37	1260	9	465	19	540	9	255
実習	23	690	3	90	9	270	11	330



科目の教授学習目標

区 分	科 目	単位数(時間)	授 業 概 要(ねらい)
基礎分野	キャリアプランニングⅠ	1(15)	一年生の早い時期から自分自身が本校でどのような事を学び自らのキャリアプランをデザインしていくのかを明確にし、看護専門職業人として相応しい基礎的能力、教養を身につける。
	キャリアプランニングⅡ	1(15)	卒業後に役に立つ接遇・ビジネスマナーを学ぶための研修を行う。また、医療接遇に考えを発展させることで辛い状況にある患者と家族の思いに共感した関わりを意識づけできるよう演習等で学ぶ。
	国語表現	1(30)	文章の書き方、及び表現方法の基本を学ぶ。
	情報科学	1(30)	情報処理の基本的な考え方、情報処理システムの医療機関への応用、医療看護のデータの処理におけるコンピューターの利用から簡単な情報処理の方法を学ぶ。
	研究方法論	1(15)	看護研究の意義・必要性和研究を実施するための一連のプロセスについて学習し、今後自ら看護研究に取り組むための基礎的な方法を学ぶ。
	社会学	1(30)	社会学的なものの見方、考え方を学ぶ。社会現象を表面的に知るのではなく、深く分析し、看護を実践するために看護と社会との関わりを学ぶ。
	文学	1(15)	物語性のある映画作品を分析、論評することを通して、情緒・感性を養うとともに、作品について論評した文章の書き方を学ぶ。
	心理学	1(30)	看護の対象となる人間の理解を深めるために、共通する心の動きや意識の働きについて学ぶ。
	文化人類学	1(15)	地域の文化を通し異文化社会の固有の体系を相対的に理解し、人間の価値観の多様性や人類の普遍性について理解を深める。
	法学	1(15)	我が国において保健医療は法制度に基づいて実施されているので、法ないし法律について正確に認識し、かつ理解できる基礎力を養う。
	教育学	1(30)	人間と教育の本質について学び看護活動へ活用できる能力を養う。また生涯学習について意欲と関心を高める。
	人間関係論	1(15)	自己と他者との関わりの中で自己を見つめること、他者を思いやることの重要性について学び、看護者としての人間関係を築くための基礎を養う。
	英語	1(30)	Give the students some exercise handouts and have them arrange these samples into different situations. Give the students handouts with short A/B scrambled conversation pattern and let them find the pairs. Introduce new vocabulary and have the students memorize. 様々な状況に対応している看護場面の資料を配布し演習を行う。また、新しい単語を学習し活用する場面として学生同士でペアを見つけ、A/Bの会話のパターンで学ぶ。
	家族論	1(15)	現代社会における家族の役割と意義、及び家族問題について理解し、家族支援の具体的実践から、対人援助職における人権アプローチについて学ぶ。
	健康科学	1(30)	健康生活を維持するための運動の効用について学び、体力増強と集団行動における主体性と協調性を養う。また、ストレスについての正しい知識や対処法を学び、セルフケアできる能力を身につける。

専門基礎分野

形態機能学Ⅰ	1(30)	身体の構造を学ぶ。各器官系統の持つ働きの意味を学ぶ。
形態機能学Ⅱ	1(30)	生命現象の基本としての認識の上に、呼吸・循環の働きについて両者を関連付けて学ぶ。また体温調整について学ぶ。
形態機能学Ⅲ	1(30)	消化・吸収のしくみについて学ぶ。
形態機能学Ⅳ	1(30)	内部環境、外部環境の変化に伴う調節機能について学ぶ。
形態機能学Ⅴ	1(30)	外界刺激を受容するしくみ、各刺激に応じた反応のしくみ、筋肉運動のしくみについて学ぶ。
総合形態機能学	1(30)	人体の構造から正常な生理機能と疾病の発生機序を理解し、治療・看護までを系統立て学ぶ。
生化学	1(15)	人体の生命現象を科学的側面からとらえ、生物の物質代謝を理解するとともに、看護に応用する基礎的知識を学ぶ。
疾病論Ⅰ	1(15)	疾病の原因や発生病理、形態と機能および代謝変化の原理を学ぶ。
疾病論Ⅱ	1(15)	微生物の人体に及ぼす影響、および、病原微生物の感染対策について学ぶ。
疾病論Ⅲ	1(15)	循環器系の疾患を持つ患者の身体的アセスメントができる基礎知識を学ぶ。
疾病論Ⅳ	1(15)	呼吸器系の疾患を持つ患者の身体的アセスメントができる基礎知識を学ぶ。
疾病論Ⅴ	1(15)	血液・造血管系の疾患を持つ患者の身体的アセスメントができる基礎知識を学ぶ。
疾病論Ⅵ	1(15)	消化器系の疾患を持つ患者の身体的アセスメントができる基礎知識を学ぶ。
疾病論Ⅶ	1(15)	自己免疫疾患、内分泌・代謝系、消化器系の疾患を持つ患者の身体的アセスメントができる基礎知識を学ぶ。
疾病論Ⅷ	1(15)	運動器系に疾患を持つ患者の身体的アセスメントができる基礎知識を学ぶ。
疾病論Ⅸ	1(15)	脳神経系、運動器系に疾患を持つ患者の身体的アセスメントができる基礎知識を学ぶ。
疾病論Ⅹ	1(15)	腎泌尿器系、女性生殖器系に疾患を持つ患者の身体的アセスメントができる基礎知識を学ぶ。
疾病論Ⅺ	1(15)	(感覚器)感覚器系に疾患を持つ患者の身体的アセスメントができる基礎知識を学ぶ。 (小児)小児に起こりやすい健康障害と症状、治療について学ぶ。
疾病論Ⅻ	1(15)	(在宅)疾病構造と日本や地域で行われている在宅医療の現状を学ぶ。また、在宅医療の主要疾患と具体的な治療・ケアの実際を学ぶ。(精神)精神障害の診断と分類、それに基づく様々な精神障害について学ぶ。
治療論	1(30)	疾病の回復を促進する各治療の原理と実際を学ぶ。
薬理学	1(30)	薬理作用の基礎知識に基づき、主な薬物の特徴、作用機序、人体への影響及び薬理の管理について学び、疾患の回復を促進する薬物療法の原理を学ぶ。
保健医療論	1(15)	保健医療の概念を理解し、健康な生活と現在の保健医療・福祉との関係および保健医療・福祉に関する問題・保健医療の動向について学ぶ。
公衆衛生学	2(30)	健康現象を集団の中で捉え、医療を社会的・文化的な視点から総合的に理解する。人々の健康を保持増進し、疾病を予防し保健医療・福祉に関する環境を保全し、社会の活力を高める機能を学ぶ。

専門基礎分野		社会福祉	1(15)	社会福祉の概念を理解し、社会福祉の制度・関連法規について学ぶ。
		関係法規	2(30)	健康な生活を維持するための、医療保険制度と関連する法規について学ぶ。専門職業人として看護師の責任と義務等に関する法規を学ぶ。
専門分野	基礎看護学	基礎看護学概論	1(30)	人間のライフサイクルにおける健康の意義、保健・医療・福祉における看護の役割について理解し、看護実践の基礎となる知識・技術・態度について学ぶ。
		基礎看護学技術Ⅰ	1(30)	バイタルサインの意義と観察方法、及びアセスメントの実践を学ぶ。身体計測の知識と基本的技術を学ぶ。
		基礎看護学技術Ⅱ	1(30)	ヘルスアセスメントの概念、フィジカルアセスメント技術とそれによって得られる客観的データを学ぶ。身体各部の形態や、身体機能を正しく計測し評価することを学ぶ。
		基礎看護学技術Ⅲ	1(30)	看護実践に必要な看護過程の基本的事項や構成要素について学ぶ。さらに健康障害を持つ対象の紙上事例を通して、看護過程展開方法について学ぶ。
		基礎看護学技術Ⅳ	1(30)	看護実践の基盤となる基本技術(感染防止の技術、安全確保の技術)を学ぶ。
		基礎看護学技術Ⅴ	1(15)	療養生活の環境を構成する要素を理解し、病室・病床の環境のアセスメントと調整について学ぶ。 ベッド周囲と病床の環境整備・ベッドメイキング・リネン交換の実践について学ぶ。
		基礎看護学技術Ⅵ	1(30)	身体の清潔の意義と看護の役割を理解し、清潔面に関する基本的技術が実践できるよう援助方法を学ぶ。
		基礎看護学技術Ⅶ	1(30)	食事・排泄・活動・休息における基礎知識を習得し、対象の状態に応じたアセスメントを行い援助方法を学ぶ。
		基礎看護学技術Ⅷ	1(15)	看護実践の基盤となる態度・コミュニケーション・報告について学ぶ。
		基礎看護学技術Ⅸ	1(30)	ケーススタディを通して看護の研究や実践の仕方を学ぶ。
		基礎看護学援助論Ⅰ	1(15)	検査の介助に関する基礎知識、安静療法、薬物療法、食事療法の基礎知識を学ぶ。
		基礎看護学援助論Ⅱ	1(30)	医師の指示のもと、患者が安全に検査、薬物療法を受けられるよう介助技術を学ぶ。
		基礎看護学援助論Ⅲ	1(30)	看護の対象の健康障害に応じた看護を学ぶ。
		基礎看護学援助論Ⅳ	1(30)	看護の対象と(家族を含む)なる人々、特に健康障害を持つ対象を理解し、健康障害(主要症状)に応じた看護を学ぶ。
	地域・在宅看護論	地域・在宅看護概論	2(30)	地域で生活しながら療養する人々とその家族を理解し、在宅における看護の基礎を学ぶ。
		地域・在宅看護援助論Ⅰ	1(30)	個々の家族を含んだ対象の状況に応じた在宅看護を展開するために、基礎看護学で学んだ基礎看護技術を統合し、在宅場面で実施できる知識・技術を学ぶ。
		地域・在宅看護援助論Ⅱ	1(30)	離島(過疎地域)でフィールドワークを行い、その地域で暮らす人々の生活を理解し、地域における保健・医療・福祉システムと多職種連携、看護の実践を学ぶ。
		地域・在宅看護援助論Ⅲ	1(30)	地域で生活する様々な年代の人々とその家族の生活を理解し、暮らしを支える自助・互助・共助・公助の実践を学ぶ。
		地域・在宅看護援助論Ⅳ	1(30)	学校内に「まちの保健室」を設置し、学生が企画・運営する。地域に住む方々に学校に立ち寄っていただき、地域の方々との交流を図りながら、健康づくりの支援を学ぶ。

専門分野	成人看護学	成人看護学概論	1(15)	成人期の人の健康問題と健康レベルに応じた看護の役割の概要を、身体・心理・社会的特徴を踏まえ学ぶ。
		成人看護学援助論Ⅰ	1(30)	成人の健康レベルに対応した看護、成人の健康生活を促すための看護技術、成人保健の動向、成人期の主な疾病と予防、成人の健康保持・増進のための行政対策と看護を学ぶ。
		成人看護学援助論Ⅱ	1(30)	慢性的経過をたどり、生涯にわたって生活のコントロールを必要とする対象と、その家族への看護、患者教育支援について事例を通して学ぶ。
		成人看護学援助論Ⅲ	1(30)	呼吸器・循環器の障害を持つ成人期の対象を総合的に捉え看護を実践するための基礎的知識・技術・態度を学ぶ。
		成人看護学援助論Ⅳ	1(30)	内分泌・消化器の障害を持つ成人期の対象を総合的に捉え看護を実践するための基礎的知識・技術・態度を学ぶ。
		成人看護学援助論Ⅴ	1(30)	脳神経・運動器の障害を持つ成人期の対象を総合的に捉え看護を実践するための基礎的知識・技術・態度を学ぶ。
		成人看護学援助論Ⅵ	1(30)	血液・造血器・腎泌尿器・生殖器・感覚器の障害を持つ対象及び外科的治療を受ける成人期の対象を総合的に捉え、看護を実践するための基礎的知識・技術・態度を学ぶ。
	老年看護学	老年看護学概論	1(15)	老年期における対象の身体的・精神的・社会的特徴と我が国における高齢社会の特徴を理解し、老年看護の目的、機能、役割について学ぶ。
		老年看護学援助論Ⅰ	1(30)	器官系統別の加齢変化とアセスメント方法を具体的に学ぶ。高齢者の特有な症状や疾患・障害に応じた看護を学ぶ。
		老年看護学援助論Ⅱ	1(30)	高齢者の主な疾患に対しての看護と日常生活の適応に向けた援助について考える能力を身につける。また、健康障害をもった老年期の対象と健康問題を総合的に理解し、高齢者とその家族の看護について学ぶ。
		老年看護学援助論Ⅲ	1(30)	健康障害をもった老年期の対象と健康問題を総合的に理解し、高齢者とその家族の看護について学ぶ。
	小児看護学	小児看護学概論	1(15)	小児看護に活用される理論・概念をもとに、成長発達各期の特徴を理解するとともに、現代の子供と家族の概要を捉えながら、小児看護の役割と課題について学ぶ。
		小児看護援助論Ⅰ	1(30)	子どもの健康を保持・増進するための援助および日常的な健康問題に対しての看護について学ぶ。
		小児看護援助論Ⅱ	1(30)	疾病、障害が小児、家族に及ぼす影響を理解し、対象の状況に応じた適切な看護について学ぶ。
		小児看護援助論Ⅲ	1(30)	小児期の健康問題が子どもと家族に及ぼす影響や問題について学習し、健康障害を持つ子どもと家族に適切な看護を行うための必要な知識を修得し看護展開する。
	母性看護学	母性看護学概論	1(15)	母性看護の概念、母性看護の対象・機能・役割とプロダクティブ・ヘルスの基礎や動向の学びを深めると共に、母性とは何かについて考える能力を身につける。
		母性看護学援助論Ⅰ	1(30)	母性看護学の対象である周産期にある母子の理解、看護ケアについて学び、母子とその家族に対しての健康状態に応じた看護を学ぶ。
		母性看護学援助論Ⅱ	1(30)	母性看護学の対象である周産期にある母子の異常の理解、看護ケアについて学び、対象に必要な援助方法を学ぶ。
		母性看護学援助論Ⅲ	1(30)	妊娠・分娩・産褥期・新生児期の健康状態をアセスメントする力を修得し、看護の展開を学ぶ。
	精神看護学	精神看護学概論	1(30)	心の健康と維持増進を図るための精神保健活動を学ぶ。
		精神保健	1(30)	全てのライフサイクルにおける心の健康という視点に立ち、心の発達を理解し、心の働きを知るための理論や方法を学ぶ。

専門分野	精神看護学	精神看護学援助論Ⅰ	1〈30〉	精神障害をもつ対象の社会背景や精神障害に対する正しい知識を持ち、その援助方法を理解し、保健・医療・福祉の視点から地域で生活する精神障害者の看護と暮らしの場の拡大のための援助を学ぶ。
		精神看護学援助論Ⅱ	1〈15〉	精神障害をもつ対象を理解し、個別性に応じた援助について授業を通して看護過程を用いて学ぶ。
	看護の統合と実践	災害看護	1〈30〉	災害時の看護活動について学ぶ。また、救護活動に必要な組織的連帯、役割責務について学ぶ。
		国際看護	1〈30〉	看護の国際協力・組織・役割を理解し、国際的視野を広げる。
		看護管理	1〈30〉	看護マネジメントについて、ケアを提供しているすべての看護職が担う役割について学ぶ。
		総合技術	1〈30〉	既習の看護知識・技術を統合して、複数患者に対して優先度を考えた看護の事例展開を行い、演習を通して総合的な判断と対応について学ぶ。

学習のねらい

専門分野	実習	基礎看護実習Ⅰ	1〈30〉	健康障害を持つ対象者とのコミュニケーションや日常生活援助を通して対象者の心身の状態や生活の場である療養環境について学ぶ。
		基礎看護実習Ⅱ	2〈60〉	療養生活を送っている対象の身体的・心理的・社会的特徴を理解し、看護上の問題を明らかにするための思考過程を養う。また、看護師の役割および多職種との連携・協働について学ぶ。
		地域・在宅看護実習Ⅰ	1〈30〉	在宅療養者と家族への援助活動を通して看護の役割を学ぶ。
		地域・在宅看護実習Ⅱ	1〈30〉	地域で生活しながら療養する人々を支える社会資源の活用と保健・医療・福祉の連携の実践を学ぶ。
		成人看護実習Ⅰ	3〈90〉	成人期にある対象を理解し日常生活援助を行うことができる。看護計画を立案ができる能力を養う。
		成人看護実習Ⅱ	3〈90〉	成人期にある対象を理解し日常生活援助を行うことができる。看護過程の評価ができる能力を養う。
		老年看護実習Ⅰ	1〈30〉	施設における高齢者の生活状況を知るとともに、日常生活援助の実践を通して高齢者の理解を深める。また、高齢者に関心を持ち、人生の先輩として尊重し誠実に関わる態度を身につける。
		老年看護実習Ⅱ	2〈60〉	老年期にある対象の健康問題を総合的に理解し、看護実践できる能力を養う。
		小児看護実習	2〈60〉	看護の対象である子どもの特徴を理解し、あらゆる健康レベルにおける子どもの養護者・家族に対して、個別的なケアを提供するために必要な基礎的知識を習得し技術・態度を身につける。
		母性看護実習	2〈60〉	妊娠、分娩、産褥期にある母子および新生児の特徴を理解し、母子に対して適切な看護ができる能力を養う。また、分娩見学を通して生命の誕生場面に触れるとともに生命の尊厳について学ぶ。
		精神看護実習Ⅰ	1〈30〉	精神の健康保持・増進のための精神保健活動など、精神保健福祉との関連を学ぶ。主に、疾患・症状の再発予防や社会生活機能の回復を目的とした地域生活支援の実践を学ぶ。外来実習では精神科外来看護師の役割について学ぶ。
		精神看護実習Ⅱ	2〈60〉	精神障がいをもつ対象とのかかわりのプロセスを通して対象を理解し、精神看護の実践を学ぶ。
		統合実習	2〈60〉	これまで学んだ知識・技術・態度を統合し、医療チームの一員としての役割遂行をめざした看護実践力を身につける。また、看護専門職としての役割、責務、態度について学ぶ。

臨 地 実 習 施 設

科目	実習施設
基 礎 看 護 学	函館市医師会病院・函館中央病院・函館五稜郭病院 共愛会病院・函館協会病院・国立病院機構函館医療センター
成 人 看 護 学	函館市医師会病院・函館中央病院・函館五稜郭病院 共愛会病院・函館協会病院・函館渡辺病院 国立病院機構函館医療センター
老 年 看 護 学	函館協会病院・ななえ新病院・共愛会病院 森病院・西堀病院 介護老人福祉施設 特別養護老人ホーム百楽園・函館共愛会愛泉寮 特別養護老人ホーム俱有・特別養護老人ホーム松濤 介護老人保健施設 ケンゆのかわ・ジョイウェルス桔梗 ロイヤルヒルズ日吉・ゆとりろ
小 児 看 護 学	函館中央病院・市立函館病院 北海道教育大学附属特別支援学校・函館養護学校 七飯養護学校・函館短期大学付属幼稚園
母 性 看 護 学	函館五稜郭病院・函館中央病院
精 神 看 護 学	ゆのかわメンタルクリニック・富田病院・なるかわ病院 函館渡辺病院
在 宅 看 護 論	西堀病院通所リハビリセンター 函館市地域包括支援センター あさひ・こん中央・ときとう・ゆのかわ・西堀 亀田・たかおか・神山・よろこび・社協 訪問看護ステーション フレンズ・きょうあい・オハナ・あまりりす なな心・函館訪問看護ステーション ケアタウン昭里・ケアハウス豊寿
統 合 実 習	函館市医師会病院・函館中央病院・函館五稜郭病院 共愛会病院・函館協会病院・函館赤十字病院

※変更になる場合があります。

函館看護専門学校 学則運用細則

(細則の趣旨)

第1条 この細則は、函館看護専門学校学則第39条により必要事項を定める。

(授業時間)

第2条 授業時間は、次のとおりとする。

	看護学科
曜 日	月～金曜日
時 間	9:00～16:20

(入学者の選考)

第3条 学則第15条に基づき、入学者の選考に必要な事項を定める。

- 2 試験入学制は、国語総合（古文、漢文を除く）、数学Ⅰと面接を実施する。
- 3 推薦入学制及び社会人入学制は、国語総合（古文、漢文を除く）、数学Ⅰと面接を実施する。
- 4 推薦入学制の推薦基準は、以下の各号をいずれも満たす者とする。
 - 1) 本校を第一志望とする者で、学業成績優秀、生活態度健全な人物
 - 2) 当該年度卒業見込みで、校長が推薦する人物
- 5 合格基準について、次の通り定める。
 - 1) 合格者は、学科試験及び面接試験の結果により上位から選抜する。ただし、調査書又は成績証明書の内容から、出席日数、評定、所見欄において審議を要する点がある場合は入学試験会議にて当該者の合否を判定する。
 - 2) 合格者が入学を辞退する等、入学定員を欠く場合は、補欠合格者の中から優先順位に従って合格者を繰り上げて入学定員を充足するものとする。

(試験及び成績の評価)

第4条 学則第18条に基づき、評価認定のための必要事項を定める。

- 2 試験時間は、原則として1科目45分とする。
- 3 試験に遅刻した者は、担当講師の指示により、試験を受けられない場合がある。また、試験途中の退室は原則として認めない。
- 4 試験において不正行為を行った者は、当該年度においてその科目の単位修得の認定を受けることができない。また戒告、停学、退学等の処分を行うことがある。
- 5 成績評価による学業結果を総合的に判断する指標として、「総合平均点：Grade Point Average」（以下GPA）を用いる。GPAについては別に規定を定める。（函館看護専門学校 GPA制度の関する規定）

(学科追試験及び追試験の評価)

第5条 学科試験を欠席した者は、その理由が次の項目に該当する場合に校長へ追試験願を提出し、追試験を受けることができる。

- 一 出席停止（学校保健安全法施行規則第 18 条に定める感染症に罹患した場合）
- 二 特別の理由（火災、自然災害、公的交通機関の遅延及び事故・ストライキ等）
- 三 事故（忌引、感染症他）
- 四 その他の事情で試験を欠席し、校長が特に認めた場合
 - 2 追試験を受ける者は、事由消失後 5 日以内に教員へ追試験願（様式 13）の提出と受験料 2,000 円を支払う。尚、欠席事由により免除となる場合もある。
 - 3 追試験の成績は、60 点以上を合格とする。
 - 4 追試験で不合格の場合は、学則第 18 条に基づき再試験を受けることができる。

（学科再試験及び再試験の評価）

第 6 条 次の各号のいずれかに該当する者は再試験を受けられない。

- ①本試験の成績が著しく悪く、学習上の成果が見られない。
- ②授業の妨げとなる行為がみられる者。
- 2 再試験を受けようとする者は、試験結果配布後 5 日以内に教員へ再試験願（様式 14）の提出と受験料 2,000 円を支払う。
- 3 再試験は 1 科目 1 回までとする。
- 4 再試験の成績評価は 60 点以上を合格とし、その場合の評価得点は 60 点とする。
- 5 科目の一部の単元のみ再試験を行うことがある。

（追実習及び追実習の評価）

第 7 条 追実習は、止むを得ない理由により実習を受けなかった場合に行う。理由については、追試験における事項と同様とする。ただし、第 5 条第 1 項第 1 号に定める以外の病気による場合は、校長が許可した場合に限り行う。なお、以下の各号に掲げる条件に該当する場合は、追実習は行わない。

- ①実習施設が追実習の受け入れに応諾しない場合。（本校の当該年度の学事暦に適合しない場合を含む）
- ②これまでの学修および指導の経緯から追実習での合格が見込めないと判断できる場合。
- 2 追実習を受ける者は、事由消失後 5 日以内に教員へ追実習願（様式 15）と受験料 3,000 円を支払う。
- 3 追実習の時期、時間、方法は教務会議で決定する。
- 4 追実習の成績は、60 点以上を合格とする。

（再実習及び再実習の評価）

第 8 条 再実習は、実習の評価で不合格の場合、校長が許可した場合に限り行う。なお、以下の各号に掲げる条件に該当する場合は、再実習は行わない。

- ①実習施設が再実習の受け入れに応諾しない場合。（本校の当該年度の学事暦に適合しない場合を含む）
- ②これまでの学修および指導の経緯から再実習での合格が見込めないと判断できる場合。
- 2 再実習は 1 科目 1 回までとする。

- 3 再実習を受けようとする者は、結果通知後 5 日以内に教員へ再実習願（様式 16）の提出と再実習料 3,000 円を支払う。
- 4 再実習の時期、時間、方法は教務会議で決定する。
- 5 再実習の成績評価は 60 点以上を合格とし、その場合の評価得点は 60 点とする。

（補講）

第 9 条 科目の出席時間数が 80%に達しない者の欠席理由が次の項目に該当する場合は、教務会議で審議のうえ補講を行う場合がある。

- 一 出席停止（学校保健安全法施行規則第 18 条に定める感染症に罹患した場合）
- 二 特別の理由（火災、自然災害、公的交通機関の遅延および事故・ストライキ等）
- 三 事故（忌引、感染症他）
- 四 その他の事情で授業を欠席し、校長が特に認めた場合
 - 2 補講の可否は、原則として教務会議の議を経て校長が決定するが、欠席理由が明確であり日程調整が困難な場合に限り、教務会議による事後の承認も認める。
 - 3 補講内容は各教科の担当講師が提示した内容で行う。

（単位不認定の履修方法）

第 10 条 単位不認定の授業科目は、原則として次年度における教育計画に沿って実施される単位不認定科目を再履修し、評価を受ける資格を得ることができる。

- 2 履修しようとする者は、教員に単位不認定科目履修願（様式 17）を提出しなければならない。

（単位取得、進級および卒業の認定）

第 11 条 単位取得及び卒業の認定は、学則第 18 条の出席状況及び学習評価に基づいて、成績判定会議を経て校長が決定する。

- 2 各学年の進級要件を以下のように定める。
 - ① 1 年次から 2 年次への進級要件として、未修得科目の時間数が 30 時間を超える場合は進級不可とする。
 - ② 2 年次から 3 年次への進級要件として、未修得科目の時間数が 30 時間を超える場合は進級不可とする。
 - ③ 上記①と②の進級要件を満たしていても、学年 GPA が 1.5 未満の場合は進級不可とす。

（カリキュラム変更時の単位の読み替え）

第 12 条 カリキュラムが変更となり、新旧科目の読み替えが必要となった場合、教務会議の議を経て校長が認めた科目に

ついては単位を認める。

（臨地実習の先修条件および要件）

第 13 条 地域・在宅看護実習、老年看護実習、小児看護実習、母性看護実習、精神看護実習に先立って基礎看護実習、成人看護実習の単位を修得しなければならない。

- 2 成人看護実習に先立って、基礎看護実習の単位を修得しなければならない。

（出欠席の届・算定）

第 14 条 出席の取り扱いには次の各号に該当する場合、それぞれの欠席、遅刻、早退及び欠課として処理する。

- 1) 欠席とは 1 日の授業を欠く場合をいう。

- 2) 遅刻とは授業開始後の1講義の20分以内に入室した場合をいう。
- 3) 早退とは授業終了前の1講義の20分以内に退室した場合をいう。
- 4) 欠課とは授業開始後の1講義の20分を越えて入退室した場合をいう。
- 2 講義、演習及び実習時間の出欠席の算定・管理は、次のとおり定める。
 - 1) 講義及び演習時間は90分をもって1講義2時間とする。
 - 2) 実習時間は60分をもって1時間とする。
- 3 欠席・欠課、遅刻、早退をする場合、事前の報告とともに、事後速やかに所定の届出用紙(様式18・19・20)に記入の上、教員へ届出書を提出する。

(出席停止、忌引き等)

第15条 次の各号に該当する場合は、出席停止、忌引き等の日数として処理する。

- 1) 伝染病に罹患し、又はその恐れのある者として、出席停止を命じた期間
- 2) 伝染病の予防上、学校の全部又は一部を休業した場合の日数
- 3) 非常災害の理由で、欠席した場合
- 4) 忌引きの日数は次のとおりとし、授業実施日以外も含む。登校後、忌引届(様式21)を提出する。
 - (1) 父母 7日以内
 - (2) 祖父母・兄弟姉妹 3日以内
 - (3) 伯(叔)父、伯(叔)母、曾祖父母 1日以内

(健康管理)

第16条 学則第30条に定める健康管理に必要な事項は、次のとおりとする。

- 1) 学生の健康管理は、健康管理医及び校長の指名する教員がこれにあたる。
- 2) 健康管理医が学生の健康診断を行い、その結果を校長に報告する。
- 3) 健康診断項目は、次の内容とする。
 - ①身体測定
 - ②胸部レントゲン
 - ③検尿
 - ④内科的診察
- 4) 臨地実習に参加するためには、学生は次に掲げる感染症対策(ワクチン接種等)を講じなければならない。
 - ①HBs
 - ②小児感染症
 - ③結核
 - ④インフルエンザ
 - ⑤その他、臨地実習先が求めるもの

(入学検定料・入学金及び授業料等の額)

第17条 学則第32条に定める入学検定料、入学金及び授業料等の額は、次のとおりとする。

- 2 入学検定料は、20,000円とする。
- 3 学費については、次のとおりとする。
 - 1) 入学金は、200,000円とし、入学手続時徴収する。

2) 授業料は、1 期分 200,000 円とし、学期毎に 4 回徴収する。

3) 実習費は、1 期分 30,000 円とし、学期毎に 4 回徴収する。

(運営会議)

第 18 条 運営会議は、学校運営の具体的事項を審議するために、校長が必要と認めた場合に召集するものとする。

2 構成員は、次のとおりとする。

(1) 校長および副校長

(2) 教務主任

(3) 事務局長

(4) 実習調整者

(5) 専任教員

(6) 事務員

3 主な審議事項は、次のとおりとする。

(1) 規程の制定、改廃に関する事項

(2) 自己点検、自己評価に関する事項

(3) 学生の休学に関する事項

(4) その他、学校運営に関する事項

(教務会議)

第 19 条 教務会議は、教育内容の充実を図り、教育に関する具体的事項を審議するため、適宜、教務主任が召集する。

2 構成員は、次のとおりとする。

(1) 校長および副校長

(2) 教務主任

(3) 実習調整者

(4) 専任教員

3 主な審議事項は、次のとおりとする。

(1) 学生の教育に関する事項

①教育課程に関する事項

②各年度の教育及び行事計画

③教育内容の調整に関する事項

④教育方法及び教材、教具の整備に関する事項

(2) 学習および実習評価に関する事項

(3) 出席状況に関する事項

(4) 授業科目の成績評価および単位認定に関する事項

(5) 学生の健康管理に関する事項

(6) 入学生の既修得単位認定に関する事項

(成績判定会議)

第 20 条 成績判定会議は、校長が学期末に召集する。

2 構成員は、次のとおりとする。

- (1) 校長および副校長
- (2) 教務主任
- (3) 実習調整者
- (4) 専任教員

- 3 主な審議事項は、次のとおりとする。
 - (1) 当該学期の成績評価に関する事項
 - (2) 卒業認定に関する事項
 - (3) その他

(臨床実習指導者会議)

第 21 条 臨床実習指導者会議は、適宜行う。実習調整者が召集する。

- 2 構成員は、次のとおりとする。
 - (1) 教務主任又は実習調整者
 - (2) 専任教員
 - (3) 臨床実習指導者（実習施設）
- 3 主な審議事項は、次のとおりとする。
 - (1) 臨床実習要項に関する事
 - (2) 臨床実習指導に関する事
 - (3) その他、臨床実習に関して必要と認められる事

(入学試験会議)

第 22 条 入学試験を適正かつ公正に実施するため校長が召集する。

- 2 構成員は次のとおりとする。
 - (1) 校長および副校長
 - (2) 事務局長
 - (3) 教務主任
 - (4) 実習調整者
 - (5) 専任教員
 - (6) その他、校長が必要と認めた者
- 3 主な審議事項は次のとおりとする。
 - (1) 学生募集に関する事項
 - ① 募集要項作成に関する事
 - ② 募集要項の発送、その他募集の方法に関する事
 - ③ その他、必要と認める事項
 - (2) 入学試験に関する事項
 - ① 試験期日に関する事
 - ② 筆記試験出題者選定及び採点に関する事
 - ③ 面接試験の担当者及び採点に関する事
 - ④ 合否判定、合格発表に関する事
 - ⑤ その他、必要と認める事項

(休学中の聴講)

- 第 23 条 学校が特別に認めた場合、休学中の学生は、休学中に単位修得済みの授業を聴講することができる。なお、聴講は履修ではないため単位を付与しない。よって試験を受けたとしても成績に反映されない。
- 2 休学中の聴講の可否および聴講する授業科目については教務会議にて審議し校長が決定する。
- 3 聴講料は1単位あたり10,000円とし、学生は休学中聴講願(様式22)を提出する。

(休学・復学にかかる授業料の納付の特例)

- 第 24 条 学校の授業配当の都合により、授業科目の開講時期が学則第33条に定める授業料納付期間と合わず学生に不利益が生ずると校長が判断する場合は、授業料を日割りで計算することができる。
- 2 授業料納付期間の中途から復学した者については、復学した日より、授業日数1日につき、2,000円とし、実習費を含む。

(図書室管理)

- 第 25 条 図書室管理については別に規定を定める。(函館看護専門学校図書室管理に関する規定)

(付則)

1. この細則は、平成22年4月1日から実施する。
2. この細則の一部改正(第3条、第5条、第10条)は、平成28年4月2日から実施する。
3. この細則の一部改正(第7条、第8条、第10条、第18条、第19条、第20条)は、平成28年9月1日から実施する。
4. この細則の一部改正(第5条、第7条、第16条)は、平成28年9月1日から実施する。
5. この細則の一部改正(第15条、第19条、第20条、第22条、第23条、第24条)は、平成29年8月25日から実施する。
6. この細則の一部改正(第3条、第17条)は、平成30年4月1日から実施する。なお、平成29年以前に入学した者の学費は、旧規程を適用する。
7. この細則の一部改正(第6条)は、平成30年4月1日から実施する。
8. この細則の一部改正(第12条)は、令和2年4月1日から実施する。
9. この細則の一部改正(第6条)は、令和3年4月1日から実施する。
10. この細則の一部改正(第19条)は、令和4年4月1日から実施する。
11. この細則の一部改正(第21条)は、令和4年4月1日から実施する。
12. この細則の一部改正(第4条～第24条)は、令和5年4月1日から実施する。但し、細則第4条5項、第11条2項3号に関しては、令和5年度入学生から適用する。
13. この規則の一部改正(第25条)は、令和7年4月1日から実施する。

函館看護専門学校 GPA制度に関する規定

(趣旨)

- 第 1 条 この規定は函館看護専門学校における「Grade Point Average (グレードポイントアベレージ)」(以下GPA) について必要な事項を定めるものとする。
- 2 GPA制度により成績が数値化されることで、学習到達度を客観的に把握し、学生の学力の向上や効果的な修学指導に活用するものとする。

(定義)

- 第 2 条 GPAとは、授業科目ごとに5段階程度で評価された成績に対して段階ごとに「Grade Point (GP)」と呼ばれるポイントを付与し、単位当たりの平均「Grade Point Average (GPA)」を算出したものである。

(成績評価とGP)

- 第 3 条 履修した科目の成績評価は以下のように定める。

	成績の評価		GP
	素点	成績表示	
単位取得可	95～100	S+	4.0
	90～94	S	3.5
	85～89	A+	3.0
	80～84	A	2.5
	75～79	B+	2.0
	70～74	B	1.5
	65～69	C+	1.2
	61～64	C	1.0
	60	C-	0.8
単位取得不可	0～59	D	0.0

(GPAの種類と算出方法)

- 第 4 条 GPAは当該学期(前期・後期)における学修の状況及び成果を示す指標としてのGPA(以下学期GPA)、当該学年におけるGPA(以下学年GPA)、在学中における全期間のGPA(以下通算GPA)の3種類とする。
- 2 学期GPAは、前期末と後期末に算出し、学年GPA及び通算GPAは各学年末に算出する。
- 3 不可の成績評価を受けた授業科目を再履修した場合、その成績評価に関わらず再履修前の成績評価をGPAの算定に含める。
- 4 履修不可となった科目もGPAの算定に含めるものとする。
- 5 入学前に修得した単位認定科目(学則第19条に定める教育機関により修得した単位認定科目)はGPAの算出に含めない。
- 6 GPAとは、一定期間において成績評価を受けた履修科目の成績評価に付与されたGPに、当該履修科目の単位数を乗じて得た数値の総和を、履修科目の単位数の総和で除した数値をいう。計算式は以下に示す。

学期GPA = $\frac{\text{当該学期において履修が必要な各科目の}((\text{単位数}) \times (\text{評価のGP}))\text{の総和}}{\text{当該学期において履修が必要な科目の総単位数}}$

通算GPA = $\frac{\text{在学期間において履修が必要な各科目の}((\text{単位数}) \times (\text{評価のGP}))\text{の総和}}{\text{在学期間において履修が必要な科目の総単位数}}$

例1) 国語表現1単位75点、情報科学1単位91点、公衆衛生学2単位の本試験は50点で再試験は60点、健康科学1単位77点、生化学1単位の本試験は50点で再試験が55点であった場合

①GPに置き換えると、国語表現2.0、情報科学3.5、公衆衛生学1.6(2単位×0.8)、健康科学2.0、生化学0点

②(国語表現1単位×2.0)+(情報科学1単位×3.5)+(公衆衛生学2単位×0.8)+(健康科学1単位×2.0)+(生化学1単位×0)/6単位=1.51(GPA)(小数点第3位切り捨て)

(GPAの活用)

第5条 GPAの活用方法は以下の通りとする。

- (1) 学期GPA および学年GPA、通算GPAは学生の履修指導、学習成果の評価に用いる。
- (2) 卒業式における卒業生代表選考資料として学年GPAを用いる。
- (3) 奨励賞の選考資料として、1・2年次は学期GPAを用いる。
- (4) 奨学金に関する選考資料として学期GPAおよび通算GPAを用いる。
- (5) 1年次、2年次の全期成績判定会議において、進級の判断基準として学年GPAを用いる。学年GPAが1.5未満の者を進級不可とする。

附 則 この規則は、令和5年4月1日から施行する

函館看護専門学校 図書室管理に関する規定

第1章 閲 覧

第1条 図書室備付の図書を閲覧・貸出できるのは次の者に限る。

- (1) 本校教職員
- (2) 本校学生
- (3) 校長特別指定者

第2条 次の者に関しては校長が承認の上、図書特別閲覧者として指定する。

- (1) 本校卒業生で本校教員の保証のある者
- (2) 本校関係者で本校教員の保証のある者

第3条 閲覧室は、国民の祝日、休日、長期休暇及び臨時休館の場合を除き開室する。
開室時間は、月曜日～金曜日 9:00～18:00 とする。

第4条 図書の利用に際しては、直接図書に接して資料を持ち運びできる開架式閲覧とする。

第5条 一度に閲覧できるのは3冊までとする。但し、特に必要と認めた場合はその限りではない。

第6条 原則として閲覧図書は図書室以外に持ち出してはならない。

第7条 閲覧図書の又貸しは禁止する。

第8条 図書室では静粛を守り他人の妨げになるような行為をしてはならない。

第9条 図書閲覧は丁寧に取り扱い、「書き入れ」又は「切り抜き」「汚損」「破損」「紛失」等の無いよう注意しなければならない。

第10条 閲覧者は室内の提示に注意し、これを守ること。

第11条 図書室内では飲食を禁止する。

第12条 以上の規定を守らない時は、一定の期間、閲覧を禁止する。

第2章 貸出・返却

第13条 図書の貸出は次の者に対して行う。

- (1) 本校教職員
- (2) 研究指導上、必要と認められた本校学生
- (3) その他、特に校長の許可を受けた者

第14条 図書の貸出・返却は9:00～17:45 までとする。

貸出の際には、事前に発行されている図書貸出証を司書に提示する。図書貸出証のない者は、借用書を記入すること。また、司書が不在の場合には、各自が借用書に記入し貸出を行う。

第 15 条 図書の貸出期限については次の要領による。

通常の貸出

	期限	冊数
学生	2 週間	3 冊
教職員	1 か月	5 冊
その他校長 が認めた者	2 週間	3 冊

※学生が貸し出しの延長を行う場合は、一回のみ最大 4 週間まで認める。

通常以外の貸出

	期限	冊数
長期休暇	休暇明け	3 冊
研究指導	1 か月	4 冊

第 16 条 次の図書は貸出を行わない。

- (1)貴重図書および特定の図書
- (2)辞書類
- (3)統計表類

第 17 条 貸出を受けた図書は期日までに必ず返却するものとする。

第 18 条 貸出期間中でも図書整理、製本、物品検査、その他のために一時図書の回収を求める場合がある。

第 19 条 図書利用者証は紛失・置き忘れの無いように厳重に保管すること。

第 20 条 第 1 章 第 7 条、第 9 条、第 12 条の規定は、本章にも適応される。

附則 1 この規定は令和 7 年 4 月 1 日から実施する。

学 生 心 得

学生は常に本校学生としての誇りをもち、建学の精神を体し修学の目的を達成するよう努めると共に常に相手の立場になって考え行動するよう日頃から心がけてほしい。

1 身分証明書

- (1) 入学を許可された者は校長より身分証明書（学生証）の交付をうけ、常に携帯すると共に他人に貸与したり、または譲渡してはいけない。
- (2) 身分証明書を紛失または汚損その他により使用不能になった場合は直ちに担任に申し出、再交付願を提出すること。
- (3) 身分証明書の番号は学籍番号とし、卒業修了時まで同一番号を試験の答案用紙・論文その他の書類に明記すること。
- (4) 身分証明書は卒業、転学、退学及び有効期間が経過したりしてその効力を失ったときは、直ちに返納すること。

2 学 内 生 活

- (1) 礼は恭敬の念、親和の情を具現するものであり、学内において謙譲にして礼を重んずるよう心がけること。
- (2) 服装は清潔を旨とし、学生らしい気品のある服装を常とすること。
- (3) 学内の清掃、ロッカーの整理、紙屑などの始末、什器備品、標本の取扱い及び所持品の保管などに注意すること。
- (4) 学校は本来の目的を達成するため常に平穏な教育的環境を維持しなければならない。そのため学生は外部の社会的、政治的状況に左右されることなく学業に専心できるよう環境を維持するよう相互に協力すること。
- (5) 飲食はラウンジで、昼食時混雑の場合は教室でよい。
- (6) 学生への通達・連絡事項は所定の掲示板に掲示するので、登下校の際は必ず掲示内容を一覧すること。
- (7) 登校（授業）中の電話の呼出しは禁止する。
但し、親族等による緊急の連絡の場合は、この限りではない。
- (8) 本科は人間の健康に直接かかわる学科ですので、学校内外及び路上や駐車場などでの喫煙は禁止です。
 - ・自ら禁煙習慣を確立するよう努力すること。
 - ・特に休み時間の一時外出しての喫煙を禁止します。
 - ・指導を受け、規則を守らない学生には罰則があります。

様式 1

年度函館看護専門学校 入学志願票

出願受理年月日		期	受験番号	限	No.	写真貼付欄 写真貼付の注意 写真貼付の注意 写真貼付の注意 写真貼付の注意
出願方法 (自己選択)	1 推薦入学		2 社会人入学		3 試験入学	
氏名	姓		姓		生年月日	性別
ふりがな	姓		姓		昭和 年 月 日生	男 女
住所	〒		〒		〒	
連絡先	〒		〒		〒	
出願資格	西暦 年 月 日 卒業・卒業見込・大学入学資格検定合格・その他					
出身学校	高等学校					
高校卒業時 担任教員名	卒業・卒業見込		卒業・卒業見込			
職歴 (紐番号)	職歴		職歴			
氏名	氏名		氏名			
職歴	職歴		職歴			
学費支払者 (印で記入)	本人・保護者・その他		本人・保護者・その他			
本校入学 志望動機	ア パート等紹介希望 有・無					
特長・趣味 資格・その他	特長・趣味 資格・その他					

【記入上の注意】
① 万年筆またはボールペンを用いて(または)青インクを使用し、書きに確に記入すること。
② 捺印の捺印以外すべてに記入し、該当するものに「○」で囲み、
③ 此の欄の全「○」部分に同時に捺印本人に連絡がされる電話番号を記入すること。

様式 2

推薦入學推薦書(高等学校用)

函館看護専門学校

校 長 野 又 淳 司 様

高等学校名:

學校長名:

下記の者は、貴校の推薦入学試験を受験するのに適格であると認めますので推薦致します。

姓	名	生年 月	日	昭和 平成	年	月	日
現住所	〒□□□-□□□□						
在校中の活動及び家庭状況等に関する特記事項							
推薦理由							
		記載責任者		(印)			

様式 3

受驗番号

誓約書

函館看護専門学校校長 野 又 淳 司 様

私は、貴校入学後は、学則並びに学内諸規程をよく遵守し、学生たる本分
を全うすることをここに誓約致します。

氏 名 (印)

生年月日 昭和 年 月 日生

在 学 保 証 書

函館看護専門学校校長 野 又 淳 司 様

氏 名	要 點
1. 氏 名	氏 名
2. 氏 名	氏 名
3. 氏 名	氏 名
4. 氏 名	氏 名
5. 氏 名	氏 名
6. 氏 名	氏 名
7. 氏 名	氏 名
8. 氏 名	氏 名
9. 氏 名	氏 名
10. 氏 名	氏 名
11. 氏 名	氏 名
12. 氏 名	氏 名
13. 氏 名	氏 名
14. 氏 名	氏 名
15. 氏 名	氏 名
16. 氏 名	氏 名
17. 氏 名	氏 名
18. 氏 名	氏 名
19. 氏 名	氏 名
20. 氏 名	氏 名
21. 氏 名	氏 名
22. 氏 名	氏 名
23. 氏 名	氏 名
24. 氏 名	氏 名
25. 氏 名	氏 名
26. 氏 名	氏 名
27. 氏 名	氏 名
28. 氏 名	氏 名
29. 氏 名	氏 名
30. 氏 名	氏 名
31. 氏 名	氏 名
32. 氏 名	氏 名
33. 氏 名	氏 名
34. 氏 名	氏 名
35. 氏 名	氏 名
36. 氏 名	氏 名
37. 氏 名	氏 名
38. 氏 名	氏 名
39. 氏 名	氏 名
40. 氏 名	氏 名
41. 氏 名	氏 名
42. 氏 名	氏 名
43. 氏 名	氏 名
44. 氏 名	氏 名
45. 氏 名	氏 名
46. 氏 名	氏 名
47. 氏 名	氏 名
48. 氏 名	氏 名
49. 氏 名	氏 名
50. 氏 名	氏 名
51. 氏 名	氏 名
52. 氏 名	氏 名
53. 氏 名	氏 名
54. 氏 名	氏 名
55. 氏 名	氏 名
56. 氏 名	氏 名
57. 氏 名	氏 名
58. 氏 名	氏 名
59. 氏 名	氏 名
60. 氏 名	氏 名
61. 氏 名	氏 名
62. 氏 名	氏 名
63. 氏 名	氏 名
64. 氏 名	氏 名
65. 氏 名	氏 名
66. 氏 名	氏 名
67. 氏 名	氏 名
68. 氏 名	氏 名
69. 氏 名	氏 名
70. 氏 名	氏 名
71. 氏 名	氏 名
72. 氏 名	氏 名
73. 氏 名	氏 名
74. 氏 名	氏 名
75. 氏 名	氏 名
76. 氏 名	氏 名
77. 氏 名	氏 名
78. 氏 名	氏 名
79. 氏 名	氏 名
80. 氏 名	氏 名
81. 氏 名	氏 名
82. 氏 名	氏 名
83. 氏 名	氏 名
84. 氏 名	氏 名
85. 氏 名	氏 名
86. 氏 名	氏 名
87. 氏 名	氏 名
88. 氏 名	氏 名
89. 氏 名	氏 名
90. 氏 名	氏 名
91. 氏 名	氏 名
92. 氏 名	氏 名
93. 氏 名	氏 名
94. 氏 名	氏 名
95. 氏 名	氏 名
96. 氏 名	氏 名
97. 氏 名	氏 名
98. 氏 名	氏 名
99. 氏 名	氏 名
100. 氏 名	氏 名

私どもは、上記の者に対して、その誓約事項を遵守するように監督指導し、且つ貴校在学中における一切の事項について連帯の責任を負います。

保 証 人 氏 名

(保護者等) _____

學之ヲ結集

吼 吵 吵

- (四) 考) 1 保正人注。世ののしを宮方にて。人々各の保正人又は役人の親類也。在宮中責任を負える方とする。
- 2 保正人に集る事項が生じた場合は。直ちに担任を任ず。殿長に届出なければならぬ。
- 3 個人事情保護に関する取り組め。
- 4 校で。又は法人評文や関係個人情報保護方針に従い。個人情報への不正アクセス。改ざん。情報漏れなどのトラブルを起さないよう安全に取組むこと。

様式 4

年 月 日

函館看護専門学校校長

野 又 淳 司 様

戶籍事項届

(科名 看 護 科 受験番号)

人学生氏名

保護者氏名

このことについて下記の通りお届けいたします。

記

フリガナ				
氏名	氏名		姓	
学籍名	(密氏名の文字は、なるべく大きく、明確に記入すること)			
本籍地	都・道 府・県	生年月日	昭和 平成	年 月 日
	国・都府県	性別	男	女

以上

(紀人主の注意)

- ④ 人生に生じた、戸籍簿に載っていない事件に就いては下欄に記入するものとし、氏名の特記などは氏名、配偶者などとは関係なく、いかなる項目でも記入すること。
⑤ 本籍地は、前欄で異名を本籍地として記入すること。
⑥ この通牒用紙の記載事項は、戸籍から異名までの種々な記号や書類等に使用される。⑦の欄の記入は記入することとなす。大卒後に本籍地を変更する場合は、本姓改稱係に提出する。

個人情報保護に関する取り組み

本校では、学校法人野山学園個人情報保護方針に従い、個人情報への不正アクセス、改ざん、情報漏れなどのトラブルを起こさないよう安全に取り扱います。

年 月 日

既修得単位認定申請書

函館看護専門学校長
野 又 淳 司 殿

学生氏名 _____ 印 _____
昭和・平成 年 月 日生

私は、昭和・平成 年 月 日（ _____ 大学 _____ 学部 _____ 学科）卒業時、当看護学校において計画されている学科目の内、下記科目を履修済みですので、単位認定して下さるようお願いを添えて申請します。

1 単位認定申請科目（当校における授業科目名）及び単位数

授業科目名（本校）	単位数	時間数	既修得科目名（他校）	単位数	時間数

2 単位を取得した教育機関（名称・学部）

3 添付書類 成績証明書もしくは単位取得証明書
各科目の履修内容が分かるもの（シラバス等）
その他参考資料

単 位 認 定 書

第 _____ 回生 学生氏名 _____ 殿
昭和・平成 年 月 日生

下記、授業科目を認定いたします。

記

認定した授業科目名	単位数	時間数

年 月 日

函館看護専門学校長 野 又 淳 司 印

校 長	学 長	教 務 長	学 務 長	学 生 課 長	学 生 課 員

休 学 願

函館看護専門学校
校長 野 又 淳 司 様

学 年 _____ 年
学年氏名 _____
昭和 _____ 年 月 日生

わたくしこのたび _____ のため
年 月 日より 年 月 日まで ____ 月間
休学致したいと思いますので、ご許可くださるようお願い致します。

年 月 日

学 生 氏 名 _____ ③
保 証 人 名 _____ ③

休 学 許 可 書

学 年 _____ 年 _____ 年度入学
氏 名 _____
昭和 _____ 年 月 日生

上記の者について、休学願を受理致しましたので、
年 月 ～ 年 月 日の期間
休学することを許可します。

但し、時間割の都合で休学期間を変更することがあります。

尚、復学手続は 年 月 日迄に行なってください。

年 月 日

函館看護専門学校
校長 野 又 淳 司

校長	副校長	教務主任	事務主任	校務

様式 9

復学願

函館看護専門学校
校長 野又淳司様

学 年 第 年

学生氏名

昭和 年 月 日生

わたくし [] のため

年 月 日から 年 月 日まで ヶ月間

休学しておりましたが、このため []

ましたので 年 月 日付にて 復学したいと思いますので

ご許可くださるようお願い致します。

年 月 日

右 学生氏名 [] 印

保証人名 [] 印

様式 10

復学許可書

学 年 第 年 (平成 年度入学)

氏 名 []

昭和 年 月 日生
生年月日 平成 年 月 日生

上記の者について、復学願を受理致しましたので、

年 月 日付にて復学することを許可します。

年 月 日

函館看護専門学校

校長 野又淳司

校長	副校長	教務主任	事務主任	庶務

様式 11

退学願

函館看護専門学校
校長 野又淳司様

この度下記の理由により退学いたしたいのでご許可
下さいますようお願い致します。

記

退 学 理 由	
退 学 し よ う と す る 年 月 日	
※ 退学年月日	

【註】 ※印は学校で記入します

年 月 日

右 学生氏名 [] 印

保護者名 [] 印

保証人名 [] 印

様式 12

退学許可書

学 年 第 年 (平成 年度入学)

氏 名 []

昭和 年 月 日生
生年月日 平成 年 月 日生

上記の者について、退学願を受理致しましたので、

年 月 日付にて退学することを許可します。

年 月 日

函館看護専門学校

校長 野又淳司

追 試 験 願

科目名 () 教員名 ()
年度 前・後期分

看護科 年 年

番 氏名

追受験料 ¥2,000-

函館看護専門学校

印

きりとり線

追 試 受 験 票

科目名 教員名

年 番

氏 名

函館看護専門学校

再 試 験 願

年度 前・後期分

科目名

教員名 採点

年 番 氏名

再受験料 ¥2,000-

函館看護専門学校

印

きりとり線

再 試 受 験 票

科目名

年 番

氏 名

担任	係

年 月 日

追 実 習 願

函館看護専門学校長 殿

第 回生 学生氏名 印

実習科目名

実習場所

実習担当教員名

追実習料 ¥3,000-

上記の再実習を受けたいので出願いたします。

きりとり線

追 実 習 受 講 票

実習科目名

実習場所

年 番

氏 名

担任	係

年 月 日

再 実 習 願

函館看護専門学校長 殿

第 回生 学生氏名 印

実習科目名

実習場所

実習担当教員名

再実習料 ¥3,000-

上記の再実習を受けたいので出願いたします。

きりとり線

再 実 習 受 講 票

実習科目名

実習場所

年 番

氏 名

校長	副校長	教務主任	事務長	庶務

様式 17

年 月 日

単位不認定科目履修願

函館看護専門学校 殿

第 回生 学生氏名 印

下記の科目について履修したいので出願いたします。

科 目	単 位

様式 18

欠席・欠課届

S・L	係

函館看護専門学校

校長 野 又 淳 司 様

年 番

学生氏名 _____

下記の通り欠席・欠課いたしますのでお届け致します。

記

月 日	1・2時限目	3・4時限目	5・6時限目	7・8時限目	理 由

備 考

様式 19

S・L	係

遅 刻 届

函館看護専門学校

校長 野 又 淳 司 殿

年 番

学生氏名 _____

下記の通り遅刻致しますのでお届け致します。

記

1. 科 目 名 _____

2. 期 間 月 日より 月 日まで
(日間)

3. 理 由

様式 20

S・L	係

早 退 届

函館看護専門学校

校長 野 又 淳 司 殿

年 番

学生氏名 _____

下記の通り早退致しますのでお届け致します。

記

1. 科 目 名 _____

2. 期 間 月 日より 月 日まで
(日間)

3. 理 由

様式 21

	S・L	係

忌 引 届

両館看護専門学校

校長 野 又 淳 司 殿

年 番

学生氏名

下記の通り忌引致しますのでお届け致します。

記

1. 科 目 名

2. 期 間 月 日より 月 日まで

(日 間)

3. 理 由

様式 22

年 月 日

休学中聴講願

函館看護専門学校長 殿

第 回生 学生氏名 印

下記の科目について休学期間中に聴講を希望します。

[illegible]

<注意事項>

1. 休学中の聴講は校長が特別に認めた場合に限りです。
2. 聴講に係る受講料（1単位あたり10,000円）は、聴講を開始するまでに速やかに納入してください。
3. 学校の都合により聴講の許可を取り消す場合があります。その場合已受講料は返金します。

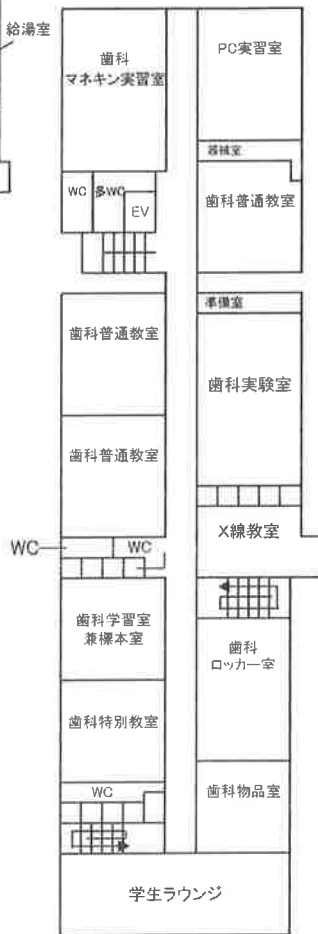
別記様式 1

卒業証書		印	
氏名		生年月日	
右は本校の専門課程看護科 (三年課程)を修めたので 卒業証書を授与し文部科学 大臣告示(平成六年文部省告示第八十四号) により専門士と称することを 認める			
年 月 日		函館看護専門学校長	
第 号		印	

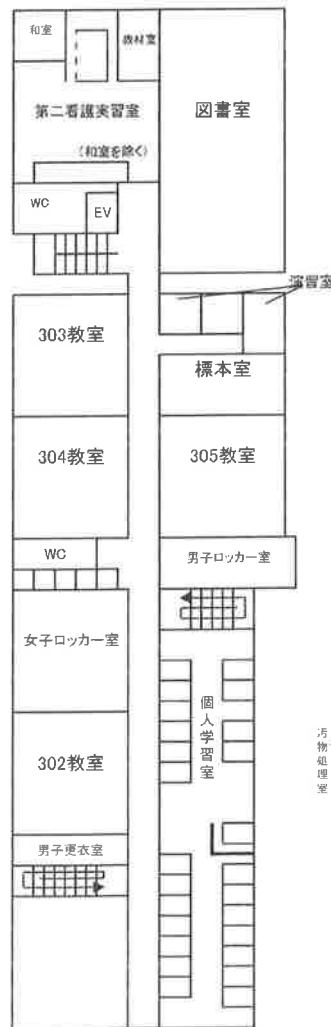
校舎平面図



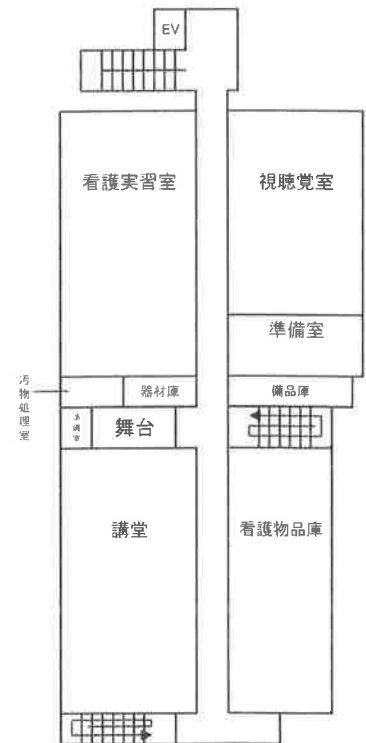
(1階)



(2階)



(3階)



(4階)

函館看護専門学校学生便覧

発行 函館看護専門学校
函館市柏木町 1 番 60 号
電話(0138)53-0028

